

■船でゆったり移住割引の取扱いについて■

- 1 船でゆったり移住割引（以下「移住割引」という）申請先は北海道移住促進協議会の会員市町村等とする。
- 2 移住割引の対象者は、原則として次のとおりとし、申請先において証明することが可能な者とする。
 1. ちょっと暮らし体験者
 2. 協議会市町村で実施する移住体験ツアーなどの参加者
 3. 移住を検討しており、その下見をする方（移住相談窓口への訪問）
 4. 上記1～3のいずれかのプロセスを経て移住される方（転勤による移住を除く）
- 3 移住割引の申請書は、協議会市町村等で証明のうえ、申請者に送付する。
- 4 渡航割引申請の流れ

